８　日中一時支援事業実施要領

（目的）

第１条　日中一時支援事業（以下「事業」という。）は，障害者または障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより，障害者等に日中活動の場を提供し，見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等を行うとともに，障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を得ることにより，障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

（実施の委託）

第２条　市長は，事業の実施を，次の各号に掲げる者に委託することができる。

(1) 法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者

(2) 別紙「事業の実施を委託できる者が満たすべき基準について」に掲げる基準（別紙第３条第２項に規定する基準を除く。）を満たし，市長が必要と認める者

２　第４条第２項に規定する医療的ケアの実施は，前項の規定により事業の実施の委託を受けた者で別紙「事業の実施を委託できる者が満たすべき基準について」第３条第２項に規定するものに委託することができる。

（利用対象者）

第３条　事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は，市内に居住地を有する，次の各号に掲げる者をいう。ただし，第１号および第３号については，介護保険の被保険者で介護保険サービスを利用できるものは除くものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者

(2) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者のうち１８歳以上である者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者のうち１８歳以上である者（前号に該当

する者を除く。）

(4) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第２項に規定する障害児のうち，身体障害児，知的障害児，精神障害児

（利用の申請等）

第４条　事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は，別記第１号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　前項の場合において，事業の利用に係る者（１８歳未満の者に限る。）が次の各号に掲げる医療的ケアを受ける必要があるときは，申請者は，別記第２号様式の指示書を市長に提出しなければならない。

(1) 吸引（口腔内，鼻腔内，気管カニューレ内）

(2) レスピレーター（人工呼吸器）の管理

(3) O_2吸入およびＳｐO_2（経皮的動脈血酸素飽和度）の管理

(4) 経管栄養（経鼻，胃ろう）

(5) 導尿

３　市長は，前項の申請があったときは，申請者およびその者の属する世帯の状況その他必要な事項について調査し，利用の可否およびサービスの程度および内容について決定し，利用を認める決定をしたときは別記第３号様式の通知書により，利用を認めない決定をしたときは別記第４号様式の通知書により，当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第５条　事業を利用することを認められた者（以下「利用者」という。）は，サービスの内容等を変更しようとするときは，別記第５号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の申請があったときは，変更の可否を決定し，別記第６号様式の通知書により，当該申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第６条　利用者は，次に掲げる事項に該当する場合は，別記第７号様式の届出書により届け出をしなければならない。

(1) 利用者の氏名および居住地等に変更があった場合

(2) 死亡，転出等により利用の廃止をする場合

（利用の取消し）

第７条　市長は，利用者が次の各号のいずれかに該当するときは，第４条第３項の規定による利用決定を取消すことができる。

(1) 事業の対象者でなくなった場合

(2) 不正または虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(3) その他市長が利用を不適当と認めた場合

（利用の方法）

第８条　利用者が事業を利用しようとするときは，第２条の規定により事業の実施の委託を受けた者（以下「事業者」という。）に依頼するものとする。

２　利用者は，定められた利用決定量の範囲内で事業を利用できるものとする。ただし，この場合において事業を利用した量は，事業を利用した時間（以下「所要時間」という。）に応じて１日に次の割合を乗じた日数で算定するものとする。

ア　所要時間４時間未満の場合は，１００分の２５

イ　所要時間４時間以上８時間未満の場合は，１００分の５０

ウ　所要時間８時間以上の場合は，１００分の７５

（実費負担等）

第９条　利用者は，サービスの提供に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，利用者が負担することが適当と認められるものの費用の額を事業者に支払うものとする。

（委託料）

第10条　第２条の規定により事業の実施を委託する場合，市長は，事業を実施した事業者に，委託料として別表に掲げる金額から函館市障害者地域生活支援事業実施要綱第４条第１項第３号に規定する額を差し引いた額を支払うものとする。ただし，委託に係る単価に１０円未満の端数がある場合は，その端数を切り捨てて算定するものとする。

（報告）

第11条　事業者は，事業の実施状況等を市長に報告するものとする。

（補則）

第12条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２３年８月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年１月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は，令和４年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の別記第１号様式，別記第２号様式，別記第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出されている申請書等は，改正後の別記第１号様式，別記第２号様式，別記第５号様式および別記第７号様式の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。